

# 長崎県医療的ケア児支援センター

(医療的ケアが必要な在宅小児等に対する支援事業)

## 医療的ケア児の受入れをサポートする 専門の看護師を派遣します！

○医療的ケアとは？

医療的ケアとは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう(※)

○医療的ケア児とは？

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童をいう(※)

※医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律より

医療的ケア児の受入れを検討したり、すでに医療的ケア児を受入れている保育園・事業所等、いつでもご相談ください。  
費用はかかりません(県負担)



地域の支援会議に  
参加してほしい。

訪問看護で小児の  
医療的ケア児等を  
受け入れたいので  
アドバイスしてほ  
しい。

保育園・学校に  
医療的ケア児等を  
受け入れたいが  
どうしたら良い？

医療的ケア児等の  
受け入れをしてい  
るが手技の確認を  
してほしい。

退院調整会議に  
参加してほしい。

在宅酸素に  
ついて研修  
してほしい。

災害時の対応に  
係る協議に参加  
してほしい。

### 【お申し込み先】

長崎県医療的ケア児支援センター「つなぐ」

電話：0957-27-6360 (月～金9時～16時まで)  
土日祝日・年末年始をのぞく

FAX：0957-27-6370

mail：tsunagu@ikeanagasaki.com

ホームページ(ご相談フォームにて受付)

<https://tsunagu-ikeanagasaki.jp>